

(様式第A-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【農産物関係】

記入例

令和〇年〇月〇日

三重県知事 あて

公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 あて

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。

なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請します。

登録番号 (他品目で登録がある場合)						
個人・法人の場合	(フリガナ)	ミエ	ヤスシ			
	氏名	三重	安志			
	(フリガナ)					
	法人名	(屋号) みえあんしん農園 ※屋号との併記を希望する場合に記入				
	(フリガナ)					
法人代表者名			団体の場合	(フリガナ)	団体名	
				(フリガナ)	代表者	
				構成員数		人

※屋号の使用を希望する場合は、法人名欄に「(屋号)〇〇」とご記入ください。(「屋号/生産者名」での認定となります。)

※団体名について
・団体名は固有のものであること。既存の団体の一部が参加する場合は、既存の団体と区別できる名称としてください。
・個人または法人名をもって団体名とすることはできません。

〇申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

所在地／住所	〒514-8570	TEL	059-224-2395
	三重県津市広明町13番地	FAX	059-224-2521
		携帯電話	090-0000-0000
		E-mail	
		HP アドレス	

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

〇法人または団体における担当者・担当部所(事務局)について

担当者名	(フリガナ)	担当部所名 (事務局)	
	氏名		
所在地／住所	〒	TEL	
		FAX	
		携帯電話	
		E-mail	
		HP アドレス	

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

1 申請品目

対象品目	
品目番号(イ)	品目名(ロ)
71	水稻

※該当するものを別表「栽培基準表」より選択・記入してください。

(イ)～(ニ)は、「栽培基準表」に対応しています。

※申請する栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有していない場合は、原則として登録は認められません。

適用する作型区分			計画面積 (アール)	適用区分(該当に〇)		申請栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有している場合〇を付す
区分番号(ハ)	作型区分名(ニ)	土耕栽培		ベッド栽培		
①	01	コシヒカリ	500	〇		〇
②						
③						
④						

申請品目に対する備考	
------------	--

この欄に〇がついていないと、原則として登録は認められません。
1年以上の栽培経験がある場合は、必ず〇をつけてください。

登録後は、認定に向けた手続きとして現地確認や認定審査料の支払い等が必要なため、認定審査まで2ヶ月程度かかります。
また、現地確認は収穫の約1ヶ月前に実施しています。ほ場で何も栽培していない時期には現地確認ができませんので、登録申請の時期にご注意ください。

【登録から認定までのイメージ：水稻（8月中旬 収穫予定）の場合】

5月の登録判定会へ申請・登録 → 審査料支払・現地確認（7月上～下旬）⇒ 認定審査会 ⇒ 8月上旬 認定

2. 現地確認希望日

令和〇年 7月頃

※登録から現地確認及び認定審査までには2ヶ月程度を要しますのでご注意ください。

※提出後、収穫時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡下さい。

連絡先：(公財)三重県農林水産支援センター 電話：0598-48-1226

3. 登録要件

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に○印を記入してください。

(1) 登録生産者の責務

①登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた

生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとし

す。

②制度運営機関や県が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)

③制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)

④登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定を受けた者がこれを負うこととします。(要領第8)

同意する	同意しない
○	

(2) 低毒性・登録農薬等の使用義務

①毒物農薬は使用しません。

②水質汚濁性農薬(シマジン、デリス、マリックスなど)は使用しません。

③登録農薬を適正に使用し、無登録農薬は一切使用しません。

④成分や原料が明らかな資材を使用し、成分などが不明な資材は使用しません。

同意する	同意しない
○	

(3) 環境にやさしい取り組み

①使用済み資材(農薬空容器、肥料空袋など)は、適正に処理します。

発生の有無	有	処理方法 (処理委託先名等)	JA〇〇に処理を代行
-------	---	-------------------	------------

同意する	同意しない
○	

②水稻種子消毒における農薬廃液はその濃度にかかわらず、廃棄物処理業者に委託するなどして適正に処理し、河川など環境中へ廃棄しません。

但し、対象農薬の使用基準、使用上の注意等で処理方法が示されている場合はその方法に従って処理します。

同意する	同意しない
○	

水稻種子消毒について

農薬使用	ある	ない

農薬使用がある場合

処理方法 (処理委託先名等)

③環境にやさしい資材の使用に努めます。

具体的取り組み概要

必須取組ではありませんが、長期展張性フィルムの使用やかよいコンテナ出荷等、環境にやさしい資材を使用している場合はご記入ください。

(4) 栽培管理内容の記録・公開

①栽培管理内容を正確に記録、保管します。

②消費者などから求めがあった場合、これを全て公開します。

同意する	同意しない
○	

(5) 養液廃液処理の徹底【養液栽培基準】

①養液廃液を施設外へ排水する場合は、下記の排水基準以下としたうえで、施設外へ排水します。

【排水基準】・水素イオン濃度(pH): 5.8～8.6・硝酸態窒素濃度: 250ppm以下
・リン酸(P): 45ppm以下

同意する	同意しない

4. 消費者交流

可能	検討中	備考
	○	

※該当欄に○印を記入

5. 主な販売先

道の駅〇〇、〇〇直売所

※どこで購入できるか、主な小売店について記入してください。

6. 特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示

・申請品目について、特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示をしている場合は、○をつけてください。

特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示

7. 他の制度利用状況

・申請品目について、みえの安心食材表示制度以外にも、右記の制度を利用している場合には、該当する項目に○印を記入してください。

①有機JAS認証制度に基づく表示	
②GLOBAL G・A・P	
③ASIA GAP	
④JGAP	

申請1年以内に実施した土壌分析成績書の添付をお願いします。
(必須項目：pH・陽イオン交換容量・窒素・リン酸・カリ)

8. 添付資料

- (1)栽培計画書(生産資材利用・栽培計画(内訳書)) (1①から④に対応して 様式第A-2号、様式第A-2-②号を添付)
- (2)ほ場・施設概要書(様式第A-3号)
- (3)土壌分析成績書(申請1年以内に実施したもの。【必須項目】pH・陽イオン交換容量・窒素・リン酸・カリ)
- (4)使用資材の概要がわかる資料(肥料袋の写真、パンフレットなど。農薬は不要。)
- (5)団体の場合は団体構成員一覧表(様式第A-1-②号)
- (6)加工を希望する場合は様式第C号及び添付資料(生産者自らが加工を行い、仕入れが無い場合のみ)

(様式第A-2号) 栽 培 計 画 書(生産資材利用・栽培計画)【農産物関係】

複数の作型区分で申請する場合は、作型区分ごとに作成のうえ、様式第A-1号に添付してください。

登録申請者 氏名・法人名	(屋号) みえあんしん農園 三重 安志
-----------------	---------------------

申請品目 ※(イ)～(ニ)は、栽培基準表と対応

対象品目		適用する作型区分		品種名等
品目番号(イ)	品目名(ロ)	区分番号(ハ)	作型区分名(ニ)	
7 1	水稻	0 1	コシヒカリ	コシヒカリ

1. 栽培概要

土耕栽培		ベッド栽培
露地	施設	
○		

※該当する欄に○を記入

作付回数	
年間	作
1	

穀類・茶のみ記入

乾燥調整の実施(施設)			
登録者が所有 する施設		外部に 委託する	
○			

※該当する欄に○を記入

栽培期間				栽培期間のうち 収穫期間			
1作	3	月	下旬	～	8	月	下旬
2作		月		～		月	
3作		月		～		月	
4作		月		～		月	
5作		月		～		月	

栽培期間には、収穫期間を含みます。
栽培期間の終了予定時期と、収穫期間の終了予定時期は
一致するようにしてください。

2. 加工の実施

申請品目の加工品を製造販売する計画がある場合、加工品にも認定マークの使用を希望しますか。

希望する	希望しない (加工しない)
○	

注) 認定マークの使用が認められる加工の種類は次の通りです。
(登録・認定基準 別表3を参照)

【精米】【仕上げ茶加工】【裁断】【乾燥】【粉碎】【製粉】【焙煎】【搾汁・搾油】【精麦】

※認定マークの使用を希望する場合は様式第C号及び添付資料を添付してください。(生産者自ら加工販売を行う場合)

※生産者と別の事業者が加工販売を行う場合は、「登録・認定基準 別表3」による登録申請が必要です。

(申請様式: 様式第B号及びその添付資料)

3. 生産資材概要

※「ベッド栽培基準」による申請は、(2)の化学合成農薬の上限値

(1) 土づくりの概要

① たい肥などの施用	
② 緑肥作物・作物残渣の導入	○
③ 土壌改良資材の施用	

精米等、申請品目の加工品にも
認定マークの使用を希望する場
合は、様式第C号及び添付資料
も提出してください。

(2) 資材投入上限値・計画値

(ホ)～(ト)は栽培基準表、(H)～(O)は様式A-2-②号から転記

資材投入 上限値			
化学窒素	登録・認定基準 投入上限(ホ)	5.2	kg/10a
有機態窒素			
総窒素量	一般栽培レベル 投入総量(ト)	7.4	kg/10a
	総窒素投入上限 (ト) + { (ト) - (J) }	12.4	kg/10a
化学合成農薬	登録・認定基準 使用回数上限(ヘ)	14	成分回数

資材投入 計画値		
化学窒素量 (J)	2.4	kg/10a
有機態窒素量 (I)	2.4	kg/10a
総窒素量 (H)	4.8	kg/10a
※Hは、総窒素投入上限を超えないよう留意すること。 総窒素投入上限は茶の場合のみ基準値(ト)が上限。		
節減対象農薬 成分数 合計(O)	7	成分 回数

※1作当たりの投入量を記入してください。

※栽培計画書(様式第A-2-②号)を添付してください。複数の作型区分で申請する場合は、作型区分ごとに作成して下さい。

※団体申請や、複数の栽培体系がある場合など、栽培体系により計画値が異なる場合は、最大値を記入してください。

(様式第A-2-②号)

栽 培 計 画 書(生産資材利用・栽培計画内訳書)

◇記入上の注意事項

- ・土耕栽培基準による申請者は、1(1)～(3)、2(2)、3、4の項目について記入してください。
- ・ベッド栽培基準による申請者は、2、3、4の項目について記入してください。

1. 土づくり技術実施計画等

(1)たい肥等施用計画 (登録・認定基準における1.(1)に該当するもののみ)

時期	資材名	C/N	窒素含量 (%)	投入量 (t/10a)	主な原料 主な有機資源	備 考 (資材入手先など)

(2)緑肥・作物残渣の利用計画 (登録・認定基準における1.(2)に該当するもののみ)

緑肥・作物名	施用・播種 時期	施用・播種量
稲わら	10月	全量
		kg/10a
		kg/10a
		kg/10a

(3)土壌改良資材の利用計画 (登録・認定基準における1.(3)に該当するもののみ)

土壌改良材の名称	施用時期	施用・播種量

泥炭、バークたい肥、木炭（植物性の殻の炭を含む）、VA菌根菌資材、けいそう土焼成粒、腐植酸質資材、ゼオライト、パーミキュライト、パーライト、ペントナイトを使用している場合は記入してください。

2. ベッド資材・その他の資材使用計画等

(1)ベッド栽培について

ベッド資材について	施肥方法について
	液肥(養液)・固形肥料・その他
	その他の場合概要を以下に記入してください。

※記入例:ロックウール使用

※該当するものに○を付す

(2)土づくり、肥料、防除いずれにも該当しない資材

資材の名称	施用時期	施用量
ケイカル	1月	100kg/10a

土壌改良を目的として使用した資材でも、登録・認定基準における1.(3)に該当する資材以外は「土づくり、肥料、防除いずれにも該当しない資材」として扱います。
苦土石灰、熔りん等は、こちらの欄に記入してください。

3. 化学肥料低減技術実施計画

※1回の施肥量が複数回の作付を対象とする場合は、対象作数(D)に作付回数を記入してください。

※ベッド栽培基準による申請者は時期と肥料名のみ記入してください。

※資材の詳細(窒素含有量・有機態窒素割合)がわかる資料を添付してください。

肥料袋の写真（全体写真と保証票の部分）やチラシ、パンフレット等、窒素含有量および有機態窒素割合がわかるものを添付してください。

1作当たりの 窒素投入量 合計 (kg/10a)	総窒素	有機態窒素	化学窒素
	4.8	2.4	2.4
	(E)の合計	(F)の合計	(G)の合計
	(H)	(I)	(J)

[illegible]

不足する場合は次頁へ

不足する場合は次頁へ

(様式第A-3号)

ほ 場 ・ 施 設 概 要 書

生産者名・登録団体名	栽培確認責任者名
三重 安志	

対象品目	
品目番号(イ)	品目名(ロ)
7 1	水稻

対象品目の主たる生産地
津市

※主たる生産地に基づいて地域番号が設定されます。

複数の市町にまたがって栽培している場合、最も栽培面積が大きい市町を「主たる生産地」として地域番号を設定します。

位置図

※穀類に関しては、乾燥調整施設の所在地についても明らかにしてください。
精米等まで行う場合は、加工品として、別に様式Cを提出してください。
※茶に関しては、荒茶加工施設の所在地についても明らかにしてください。
仕上げ茶加工まで行う場合は、加工品として、別に様式Cを提出してください。

別添のとおり

※各ほ場の地番がわかるように表記する。

外部に乾燥調整、精米、荒茶、仕上げ茶加工を委託している場合
※委託する場合は、認定品以外のものが混入しない措置をとること。

委託先の氏名	
委託先の連絡先 所在地・電話番号等	